

## 今年も梅雨の時期が来ました！ アンダーパスの冠水にご注意ください

近年、局地的豪雨により道路や鉄道の下をくぐり抜けるアンダーパスが冠水し、そこへ車両が進入してしまい水没する事故が発生しています。

大雨や台風時は、アンダーパスに不用意に進入せず、路面状況に十分注意を払って迂回するなど危険回避を最優先していただきますようお願いいたします。

**大和郡山市内の冠水に注意が必要な箇所＝**

- ・ 県道 天理斑鳩線 宮堂B P (近鉄橿原線高架下)
- ・ 市道 城廻り線 観音寺町 (JR関西本線ガード下)
- ・ 市道 馬司日生住宅団地内線 馬司町 (近鉄橿原線ガード下)

**問合せ＝奈良県県土マネジメント部道路保全課**  
(☎0742-27-7502)、市管理課 (内線692)

## アライグマにご注意ください！

市内ではアライグマにより農作物が荒らされたり、家屋へ侵入するなど、被害が発生しています。

アライグマは一見可愛い動物ですが、気性が荒く人に噛みついたり、引っかいたりする恐れもありますので、見かけても近づかないようにしてください。市ではアライグマにより被害を受けている人に、捕獲箱の貸し出しをしています。数量に限りがありますので、事前に下記へ連絡してください。

**問合せ＝農業水産課 (内線554)**

## 動物愛護管理法が 改正されました

**改正の主な内容＝**

### ◆令和2年6月1日施行

- ・ 動物がみだりに繁殖し、適正飼養が困難な場合における繁殖防止の義務化
- ・ 特定動物 (危険動物) の愛玩目的での飼養など禁止
- ・ 動物愛護管理センターの業務を規定
- ・ 自治体 (保健所) が所有者不明の犬や猫の引き取りを拒否できる場合を規定。
- ・ 動物虐待に対する罰則の引き上げ (殺傷、虐待・遺棄)

### ◆令和3年までに施行

出生後56日 (8週) を経過しない犬 (日本犬除く) または猫の販売などを禁止

### ◆令和4年までに施行

今後、ブリーダーやペットショップなどに限り、犬や猫にマイクロチップの装着・登録が義務化  
※なお、一般の飼い主に装着の義務はありませんが、「できる限り装着するように努力すること」とされています。ただし、マイクロチップを装着した場合は、一般の飼い主であっても登録は義務となります。

**問合せ＝環境政策課 (内線571)**

## 新型コロナウイルスの影響により納税が困難な人へ徴収猶予の「特例制度」

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった人は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

**対象＝以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者 (個人法人の別、規模は問わず)**

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間 (1ヵ月以上) において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること

※「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される人の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

**対象となる地方税＝令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、軽自動車税、固定資産税などほぼすべての税目が対象になります**

※これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税 (他の猶予を受けているものを含む) についても、遡ってこの特例を利用することができます。

**申請手続等＝関係法令の施行から2ヵ月後、又は、納期限 (納期限が延長された場合は延長後の期限) のいずれか遅い日までに申請が必要です**

※申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

**問合せ＝税務課 納税推進係 (内線273～276)**